

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28-16)

別紙1

施策名	目標4-4産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)				担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課		作成責任者名 (※記入は任意)	産業廃棄物課長			
施策の概要	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。				政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進						
達成すべき目標	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。				目標設定の考え方・根拠	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・関係法令等			政策評価実施予定時期	平成29年8月		
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1 産業廃棄物の排出量(百万トン)	379	H24年度	390	32年度	-	-	-	423	-	-	-	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
2 産業廃棄物のリサイクル率(%)	55	H24年度	56	32年度	-	-	-	53	-	-	-	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
3 産業廃棄物の最終処分量(百万トン)	13	H24年度	12	32年度	-	-	-	18	-	-	-	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
4 PCB廃棄物(トランス類・コンデンサ類)の処理(台)	-	-	347,000	37年度	-	-	-	-	-	-	-	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、PCB廃棄物処理基本計画に沿って平成37年度までにPCB廃棄物を全量処理する
5 PCB廃棄物(安定器・汚染物)の処理(t)	-	-	11,000	37年度	-	-	-	-	-	-	-	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、PCB廃棄物処理基本計画に沿って平成37年度までにPCB廃棄物を全量処理する
6 電子マニフェストの普及率(%)	-	-	50	28年度	-	-	-	-	50	-	-	第三次循環型社会形成推進基本計画
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成28年 行政事業レビュー 事業番号	
	25年度	26年度	27年度	28年度								
(1) 廃棄物処理施設整備費補助(平成12年度)	12,294 (12,288)	5,373 (5,334)	4,746 (4,649)	4,352	4	<達成手段の概要> ・産業廃棄物の処理施設の円滑な整備を推進するため、廃棄物処理センター等による産業廃棄物のモデル的な処理施設の整備を行うもの。 ・廃棄物処理センターによる廃棄物処理施設整備に係る基礎調査を実施するもの。 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行うPCB廃棄物処理のための拠点的広域処理施設の整備に対し事業費の一部を補助する。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備事業を行うもの。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・公共関与による産業廃棄物処理施設整備を促進することにより、廃棄物の適正な処理を行う施設を確保。 ・本調査により、施設の基本構想の策定を支援することにより、廃棄物処理センターによる適正な処理を図る。 ・拠点的広域処理施設の経年劣化を考慮し、長期設備保全計画の策定とこれに基づく設備の点検・補修・更新を行う。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備により、廃棄物の適正な処理を行う施設を確保。					153 【再掲】	
(2) 廃棄物処理システム開発費(平成13年度)	14 (5)	10 (12)	85 (60)	12	1,2,3	<達成手段の概要> ・国による統一番号付与及び自治体の許可情報等を共有する活用基盤として適正かつ効率的な運用に必要な保守、更改等の拡充整備を行う。 <達成手段の目標> ・国及び自治体事務の効率化及び適正な行政処分の実施。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・処理業者による適正処理の確保・推進。					158	

(3)	廃棄物処分基準等設定費 (平成4年度)	55 (60)	117 (118)	131 (116)	124	3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存産業廃棄物処理施設等に係る維持管理等の実態調査を実施。 ・産業廃棄物処理施設における処理基準等の調査検討業務を実施。 ・有害廃棄物の適正処理方針に係る調査検討を実施。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設周辺の大気・水質等の定点調査を実施し、周辺環境への影響が生じていないことを確認。 ・調査検討の結果を踏まえ、必要に応じて産業廃棄物の処理に係る各種基準を見直す。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設周辺の生活環境の保全。 ・産業廃棄物の適正な処理の確保。 	159
(4)	産業廃棄物等処理対策推進費 (平成2年度)	16 (6)	13 (17)	13 (13)	13	1,2,3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の排出実態を調査。 ・産業廃棄物の検定方法の改正について検討を行う。 ・環境大臣認定制度(広域、再生利用、無害化処理)の現地調査。 ・大臣認定対象外の廃棄物で今後対象とすることが有効であると考えられる廃棄物の再生利用を行う者及び再生利用の用に供する施設の調査、検討。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の排出・処理状況のとりまとめ。 ・産業廃棄物の検定方法の改正等について検討を行う。 ・大臣認定事業者等の認定基準の適合を担保。 ・大臣認定対象外の廃棄物で今後対象とすることが有効であると考えられる廃棄物の認定基準の策定。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな目標設定や公共関与による効果的な施設整備の実施にあたっての基礎資料作成へ寄与。 ・産業廃棄物の検定方法について、現状に則した見直しを行うための基礎資料作成へ寄与。 ・大臣の認定制度において、効率的な廃棄物の適正処理を確保。 ・再生利用認定制度の対象の拡充等を図ることにより、循環型社会推進形成推進基本計画に掲げる再生利用量の目標の達成に寄与。 	160
(5)	産業廃棄物適正処理推進費 (平成10年度)	59 (42)	29 (24)	27 (32)	27	1,3	<p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等に対する技術的支援により不法投棄等の拡大防止や支障の除去等の徹底を図る。 ・各地域における不法投棄等の実態を把握することにより、産業廃棄物の不法投棄等対策に係る政策形成を図る。 ・不法投棄等を早期発見・早期対応できる体制を整備することにより未然防止・拡大防止を図るほか、地方環境事務所を核とした関係機関によるネットワークの強化を図る。 <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等に対して不法投棄等の行為者等への責任追及や支障除去等の手法に関する助言等を行う専門家チームを現地へ派遣するなど、不法投棄等事案に係る支障除去等対策の円滑かつ適正な実施を支援するとともに、担当職員の見直し等について資質向上を図る。 ・都道府県等における不法投棄等の残存事案の実態調査等を行う。 ・全国ごみ不法投棄監視ウィーク等を契機として国の関係機関、都道府県等、市民等が連携した合同の監視パトロールや啓発普及活動等を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現を推進。 	169 【再掲】
(6)	産業廃棄物処理業優良化推進事業費 (平成22年度)	4 (2)	4 (2)	4 (3)	4	1,2,3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士等暴力団排除の専門家を講師に招き、産廃業者、自治体等に対する講習会を開催、また資料の配布等により、積極的な啓発活動を行う。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団の徹底的な排除による健全な産廃処理業界の構築。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理業者による適正処理の確保・推進。 	161
(7)	ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業 (平成16年度)	50 (50)	44 (44)	40 (45)	100	6	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストシステムの機能強化及び電子マニフェストの普及のための説明会等を実施する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストの普及を促進する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストの普及に伴い、排出事業者・処理業者の情報管理の合理化、廃棄物処理システムの透明化、都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化が推進され、以て不法投棄事案の減少を図ることが可能となるもの。 	162

(8)	石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業 (平成19年度)	6 (8)	6 (5)	6 (5)	6	3	<ul style="list-style-type: none"> ＜達成手段の概要＞ ・石綿含有廃棄物等の処理について、高度な無害化技術を有する事業者を国が認定する。 ＜達成手段の目標＞ ・高度な技術を有する認定事業者数の増を図る。 ＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ ・石綿含有廃棄物等の適正かつ円滑な処理を実現する。 	163
(9)	PCB廃棄物適正処理対策推進事業 (平成13年度)	146 (207)	133 (126)	166 (164)	327	4	<ul style="list-style-type: none"> ＜達成手段の概要＞ ・処理困難なPCB廃棄物の適正処理や、低濃度PCB廃棄物、PCB汚染物に関する適正な処理を推進するため、技術的な観点から調査を行う。 ・地方自治体による使用中機器及び未届機器の掘り起こし調査の支援を行う。 ・PCB特別措置法に基づく全国のPCB廃棄物の保管等の状況に関する適切な把握等により、PCB廃棄物の円滑かつ確実な処理の推進のための情報としての活用を図る。 ＜達成手段の目標＞ ・実証試験評価数:8(PCB廃棄物(高圧トランス等)全体累積処理台数:347,000台(平成37年度)) ＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ ・多種多様なPCB廃棄物の適正処理の確保を図る。 	164
(10)	PCB廃棄物対策推進費補助金 (平成13年度)	1,500 (1,500)	6,900 (6,900)	1700 (1700)	4,200	4	<ul style="list-style-type: none"> ＜達成手段の概要＞ ・処理費用負担能力の小さい中小企業者等のPCB廃棄物処理に係る費用負担を軽減するための助成を行う。 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対し、PCB処理設備のPCB除去及び原状回復のための費用を出資する。 ＜達成手段の目標＞ ・中小事業者に対する助成額の合計:約30億円(PCB廃棄物(高圧トランス等)全体累積処理台数:347,000台(平成37年度)) ＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ ・中小企業者等が保有するPCB廃棄物の適正な処理を確保する。 	165
(11)	水俣条約に基づく水銀廃棄物の環境上適正な管理推進事業 (平成26年度)	-	50 (62)	140 (123)	155	-	<ul style="list-style-type: none"> ＜達成手段の概要＞ 水銀使用廃製品等からの水銀回収スキームの調査検討、金属水銀の安定化・固型化技術の調査研究、廃金属水銀の長期的な管理体制の調査検討等を実施し、水銀廃棄物の環境上適正な処理方法や最終処分基準の方向性について検討を行う。また、途上国の水銀廃棄物の環境上適正な管理の能力向上を図る。 ＜達成手段の目標＞ 金属水銀はこれまで有価物として取引されてきたが、水銀に関する水俣条約の発効により、水銀の使用用途が制限され、余剰となった金属水銀及び水銀含有物が廃棄物として処分される事態が想定される。このため、これらの水銀廃棄物の処理方針について検討を行い、国内外における環境上適正な水銀廃棄物の処理体制を確保する施策を推進する必要がある。 ＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ 有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現を推進。 	166
(12)	廃棄物の適正処理の更なる推進に向けた廃棄物処理法の点検 (平成27年度)	-	-	8 (7)	4	1,2,3	<ul style="list-style-type: none"> ＜達成手段の概要＞ ・上述の平成22年度廃棄物処理法改正で策定された排出事業者責任等に係る施行状況の点検・評価を行い、廃棄物処理法等の制度全般の点検を行うための調査・検討を行う。また、産業廃棄物処理施設の維持管理や技術上の基準等を調査し、必要に応じて検討会にて基準等の検討を行う。 ＜達成手段の目標＞ ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成22年)の施行後5年を迎えるため、廃棄物処理法の施行状況や産業廃棄物処理施設等の維持管理等の実態を調査し、廃棄物の処理を巡る処理技術や社会情勢の変化に即した法制度の整備を行うことにより、生活環境への影響を未然に防止する。 ＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ ・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等に向けた制度の構築に寄与する。 	167
(13)	産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業 (平成27年度)	-	-	125 (116)	100	2,3	<ul style="list-style-type: none"> ＜達成手段の目標＞ ・産業廃棄物処理業がグリーン成長、地域の魅力を創出する産業へと変革していくことを支援する。 ＜達成手段の概要＞ ・産業廃棄物処理業がグリーン成長、地域の魅力を創出する産業へと変革していくことを支援するため、産業廃棄物ビジネスの振興、業界の優良化、高付加価値型環境産業への転換促進、海外展開の推進及び地域社会に貢献できる産業への転換支援、担い手確保・技術労働者支援などを行う。 ＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ ・産業廃棄物処理業のグリーン成長を通じた産業廃棄物処理体制の維持・向上による、産業廃棄物のリサイクル率の向上及び最終処分量の減少。 	168
施策の予算額・執行額		14,274 (14,260)	1,2736 (12,686)	7,190 (7,034)	9,424	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) ・第三次循環型社会形成推進基本計画		